

都市計画決定権限の移譲対象から
一部特別区を除外する案についての緊急声明

政府においては、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる活気に満ちた地域社会をつくるべく、地域主権戦略会議を中心に、基礎自治体への権限移譲をはじめとする地域主権改革を進めており、大いに期待を持って注目しております。

今般、地域主権戦略大綱案が示され、その中で一定の都市計画決定権限を市町村に移譲する方針が示されましたが、このうち、三大都市圏等における用途地域等の都市計画については、特別区のみを除くこととされております。

この点については、先般、特別区を例外扱いすることなく移譲するよう政府に要請したにもかかわらず、受け入れられなかったものであり、極めて遺憾であります。

用途地域は、合理的土地利用を図る最も基本的な制度であり、土地利用の実情を踏まえて、都市構造や都市機能の骨格に即して定める地域に密着した制度であります。

東京大都市地域の一体性を確保することは、もとより必要なことではありますが、このことは、国土形成計画をはじめとし、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針といった、自治体の区域を超えた広域計画により十分確保されており、これらの上位計画に基づいて定められる用途地域の指定権限を特別区に移譲しても、都市の一体性を損なうことにはつながりません。

また、具体の都市計画決定においては、知事及び関係自治体との協議が行われることで、広域的観点及び都道府県決定計画と整合は確保され、東京の都市づくりにマイナスの影響を与えるものではありません。

さらに、都市景観に関する制度についても、国土形成計画等との調和や、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針への適合のもと、景観行政団体によって景観計画が定められることになっており、用途地域の権限移譲が弊害要因となることはありません。

本来、用途地域の指定権限は、基礎自治体に帰属すべきものであり、特別区も例外となるものではありません。

こうした事情にあるにもかかわらず、今回の都市計画決定権限の市町村への移譲にあたって、一部特別区のみを除外する措置を講じることは、政府が進める地域主権改革の趣旨に反するものであり、他の市町村と同様の権限移譲が図られるよう強く要請するものです。

平成22年6月22日

特別区長会会長 多田正見